

令和8年度道路河川愛護作業実施要領

1. 実施期間及び実施日時

実施期間 1回目 令和8年4月1日～8月31日

2回目 令和8年9月1日～11月30日

各自治会で都合の良い日時を設定してください。

2. 作業内容

道路法面の草刈り、砕石等の敷均しなど。河川内の草刈り、砂あげなど。

3. 作業の流れについて

①道路河川愛護作業実施計画書（別紙1）の提出

しまね電子申請サービスもしくは書面で報告をお願いします。



電子申請の場合 ⇒



書面の場合 ⇒ 道路河川愛護作業実施計画書（別紙1）

報告締め切り 令和8年5月29日（金）まで

②作業を実施する



③道路河川愛護作業実績報告（別紙2）の提出

しまね電子申請サービスもしくは書面で報告をお願いします。



電子申請の場合 ⇒



書面の場合 ⇒ 道路河川愛護作業実績報告（別紙2）

報告締め切り 令和8年12月18日（金）まで

④市より実施団体へ交付金の支払い

※実績報告の提出がない場合、交付金をお支払いできませんのでご注意ください。

4. 交付金通知書について

実績報告されると、市より「道路河川愛護交付金通知書」を担当者へ送付します。
交付金額や振り込み口座等ご確認ください。

5. 支払いについて

交付金通知書送付後、順次支払いを行います。

6. 資材（碎石・真砂土）

資材を希望される自治会は、しまね電子申請サービスもしくは書面で申請をお願いします。

電子申請の場合 ⇒



書面の場合 ⇒ 道路河川愛護作業資材支給申請書（別紙3）

報告締め切り 令和8年5月29日（金）まで

- ・荷下ろし場には「荷降ろし場」の立札を立てておいてください。立札が必要な場合は土木維持課までご相談ください。

7. 人材派遣について

シルバー人材センターからの人材派遣を利用された場合は、要件を満たす自治会に対して交付金をお支払いできる場合があります。

詳しくは、下記をご確認ください。

交付対象は、世帯数が10戸以下、若しくは高齢者世帯（65歳以上のみで構成される世帯）を除く世帯数が10戸以下の場合とします。

交付金の額は、市と協定する時間単価の1/2とします。（協定金額：1,920円/時間）

交付対象の上限は、1回当たり延べ作業時間で10時間までとします。

交付対象となる場合は、「道路河川愛護作業実施計画書」提出時に、自治会の世帯数等がわかる資料（任意様式）を添付してください。

また、作業後は、「道路河川愛護作業実績報告」に人数や作業時間を記載の上、提出ください。

※シルバー人材センターへの依頼及び支払いは各自治会で行い、実績報告に基づき市から自治会へ交付金を交付します。

注意点

◆交付金の対象について

市がお願いしております道路河川愛護作業の呼びかけに基づき行われる、市道、農道、林道、または河川等での除草作業等が交付金の対象となります。

農業用の水路、自治会集会所、児童公園、木戸道、耕作道及び駐車場等の維持作業は交付金の対象になりません。

◆除草した草木の処分先が準備出来ない場合について

道路河川愛護作業で発生した草木等の処理が出来ない場合は、事前に土木維持課までご連絡ください。

◆「作業実施中」看板について

公道上での作業者の安全を確保するため「作業実施中」看板を希望される団体は、土木維持課にご連絡ください。

◆交通規制について

公道上（市道、農道、林道）で建設機械（バックホウ等）を使用して作業をする場合、雲南警察署へ届け出が必要となります。土木維持課に作業日の、前月1日までにご連絡をお願いします。

◆作業中に事故等が発生した場合

作業中に事故やケガ等が発生した場合は必ず土木維持課までご連絡をお願いします。

道路河川愛護作業中のけがの場合は雲南市が契約しております傷害保険の適用を受けます。

・雲南市が道路河川愛護作業で加入する保険は以下のとおりです。

死亡・後遺障害	1,000万円まで
入院	日額5千円（180日まで）
通院	日額3千円（90日まで）
賠償責任保険	1億円まで

交付金の算定基準（令和8年度）

【道路愛護作業】

- ・作業時間にもとづき以下のとおり交付金をお支払いします。

1回目・2回目とも
1時間あたり 1人140円

- ・機械を使用した場合には以下のとおり交付金をお支払いします。

機械	1回目・2回目とも
草刈機	1台あたり 200円
チェーンソー	1台あたり 200円
軽トラック	1台1時間あたり 700円 ただしオペ有のときは 3,600円
バックホウ（0.13）	1台1時間あたり 1,400円 ただしオペ有のときは 5,700円
バックホウ（0.28）	1台1時間あたり 2,200円 ただしオペ有のときは 6,500円
バックホウ（0.45）	1台1時間あたり 3,100円 ただしオペ有のときは 7,600円
トラック（2t）	1台1時間あたり 1,300円 ただしオペ有のときは 5,100円
トラック（4t）	1台1時間あたり 2,000円 ただしオペ有のときは 6,000円

上記以外の機械を使用された際の交付金はありません。

建設業者から機械を借上げされた場合には消費税相当額を加算します。

オペ有とは・・・業者から借りた機械の運転をその業者に依頼することです。

【河川愛護作業】

- ・除草実施面積に基づく算定に使用する単価

1回目・2回目とも
除草面積に基づき、1平方メートル当たり6円を乗じた額とします。 ただし、水中作業は1平方メートル当たり9円を乗じた額とします。 ※草刈機、チェーンソー、車両、建設機械に係る費用は単価に含まれます。